

令 0 2 原機（科臨） 0 2 3
令 和 3 年 3 月 3 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書
記載事項の変更届

〔STACYの更新〕

令和2年12月23日付け令02原機（科臨）021をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第3項の規定に基づき届け出ます。

空白頁

記

1. 変更内容

(1) 申請書記載事項第5号「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」

(変更前)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号*）

期日 自 令和3年 1月21日

至 令和4年 2月 7日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

木村化工機株式会社 尼崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

株式会社三興 東海工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号*）

期日 自 令和3年 6月上旬

至 令和4年 2月7日

場所 日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認
に係る検査（第3号*）

期日 自 令和3年 6月上旬

至 令和4年 2月7日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

(変更後)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号*）

期日 自 令和3年 1月21日

至 令和4年 2月 7日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

木村化工機株式会社 尼崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

株式会社三興 東海工場

中星工業株式会社 山梨工場

株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場

株式会社高村興業所 宮島工場

株式会社大谷加工 那須工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号*）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和4年 2月7日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認に係る検査（第3号*）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和4年 2月7日

場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

(2) 申請書添付書類1「工事の工程に関する説明書」

別添-1に示すとおり添付書類1「工事の工程に関する説明書」の記載の一部を変更する。

2. 変更理由

使用前事業者検査の場所が追加になったため、当該事項に係る記載を追加する。

また、使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、工事の工程及び期日を見直したため、当該事項に係る記載を変更する。

以上

別添－ 1

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の
変更について

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」について、次のとおり変更する。

空白頁

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年			備考		
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
原子炉本体	放射線遮蔽体のうち 炉室(S)の壁、床及び天井	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査								※										
	その他の主要な事項のうち 起動用中性子源	第1号	材料検査								※										
			据付検査								※										
		第2号	系統作動検査								※										
	第3号	適合性確認検査								※											
計測制御系統施設	計装のうち 核計装のうち 検出器配置用治具	第1号	材料検査																		
			寸法検査																		
			外観検査																		
			据付検査									※									
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査								※										
	計装のうち 核計装のうち 起動系、 運転系対数出力系、 安全出力系	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査									※									
	計装のうち 核計装のうち 運転系線型出力系、 盤	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。	
		第2号	該当なし																		
		第3号	適合性確認検査									※									
	計装のうち その他の主要な計装のうち 最大給水制限スイッチ、 給水停止スイッチ、 排水開始スイッチ	第1号	材料検査																		
			寸法検査																		
			外観検査																		
			据付検査										※								
		第2号	単体性能検査										※								
			系統作動検査										※								
		第3号	適合性確認検査									※									
	計装のうち その他の主要な計装のうち サーボ型水位計、 高速流量計及び低速流量計、 炉心温度計、 ダンプ槽温度計、 ダンプ槽電導度計	第1号	外観検査																		
		第2号	系統作動検査																		
		第3号	適合性確認検査										※								
	計装のうち その他の主要な計装のうち 監視操作盤、 モニタ盤	第1号	外観検査																		
		第2号	系統作動検査																		
第3号		適合性確認検査																			
計装のうち その他の主要な計装のうち 炉室(S)放射線量率計、 炉下室(S)放射線量率計、 炉室線量率計盤	第1号	該当なし																	既設のため、工事を伴わない。		
	第2号	該当なし																			
	第3号	適合性確認検査										※									

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
 ※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

空白頁

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>安全保護回路のうち 原子炉停止回路、 安全保護系盤、 スクラム遮断器盤、 主電源盤</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 外観検査</p> <p>第2号 系統作動検査</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>制御設備のうち 制御材のうち 安全板</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 寸法検査 外観検査</p> <p>第2号 該当なし</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 高速給水ポンプ、 高速給水吐出弁、 高速流量調整弁、 高速給水バイパス弁、 低速給水ポンプ、 低速給水吐出弁、 低速流量調整弁、 低速給水バイパス弁、 急速排水弁、 通常排水弁、 配管、弁</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 寸法検査 外観検査 耐圧・漏えい検査 据付検査</p> <p>第2号 単体性能検査*1 系統作動検査</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>計測制御系統施設</p> <p>制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち ダンプ槽</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 寸法検査 外観検査 耐圧・漏えい検査 据付検査</p> <p>第2号 系統作動検査</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 安全板駆動装置</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 寸法検査 外観検査 据付検査</p> <p>第2号 単体性能検査 系統作動検査</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>制御設備のうち 制御材駆動設備のうち ガイドピン</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>第1号 材料検査 寸法検査 外観検査</p> <p>第2号 該当なし</p> <p>第3号 適合性確認検査</p> </div> </div>																			

*1：配管は単体性能検査を実施しない。

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。
※：令和3年6月以降の検査時期は、今後の工事の進捗状況等を踏まえて決定する。なお、令和3年6月以降の検査時期を決定後、速やかに本申請書を変更する。

空白頁

空白頁

【変更前】

(2) TRACY施設との系統隔離措置（認可番号：原規規発第20073112号）

別添1-7

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年						
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
TRACY施設との系統隔離措置の工事		—										
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 気体廃棄物処理設備のうち 配管	第1号	材料検査			↔						
		第2号	系統構成確認検査								↔	
		第3号	適合性確認検査								↔	
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	その他の主要な事項のうち その他のうち 真空設備のうち 配管	第1号	材料検査			↔						
		第2号	系統構成確認検査								↔	
		第3号	適合性確認検査								↔	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 燃取補助設備のうち 配管	第1号	材料検査			↔						
		第2号	系統構成確認検査								↔	
		第3号	適合性確認検査								↔	

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

空白頁

空白頁

空白頁

空白頁

【変更後】

(2) TRACY施設との系統隔離措置（認可番号：原規規発第20073112号）

検査対象		検査項目		令和2年		令和3年							
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
TRACY施設との系統隔離措置の工事		—											
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設のうち 気体廃棄物処理設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
その他試験研究用等 原子炉の附属施設	その他の主要な事項のうち その他のうち 真空設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	
	その他の主要な事項のうち その他のうち 燃取補助設備のうち 配管	第1号	材料検査				↔						
		第2号	系統構成確認検査									↔	
		第3号	適合性確認検査									↔	

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。